

法律第八号（平二三・三・三一）

◎中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・財務・厚生労働・農林水産・経済産業大臣署名）